

証拠説明書

令和6年12月23日

横浜地方裁判所第1民事部合議C係 御中

原 告 示現舎合同会社  
 上記代表社員 宮部 龍彦

| 号 証   | 標 目                                | 原本/写し | 作成年月日       | 作 成 者               | 立 証 趣 旨                   |
|-------|------------------------------------|-------|-------------|---------------------|---------------------------|
| 甲12の1 | 大津地方裁判所 平成10年(行ウ)11号 平成12年4月10日 判決 | 写し    | 2000/4/10   | 大津地方裁判所             | 「事業を営む個人」は代表者に限らないこと      |
| 甲12の2 | 大阪高等裁判所 平成13年(行コ)13号 平成14年1月25日 判決 | 写し    | 2002/1/25   | 大阪高等裁判所             |                           |
| 甲13の1 | 大阪同和問題企業連絡会編集足跡—この十年               | 写し    | 1988/2/22   | 大阪同和問題企業連絡会         | 部落解放同盟が暴力的な方法で企業          |
| 甲13の2 | 「部落地名総鑑」「部落リスト」差別事件糾弾闘争の中間総括と今後の方向 | 写し    | 1977/3/9    | 部落解放同盟中央本部<br>人権対策部 | を吊し上げたこと                  |
| 甲13の3 | 大阪同和・人権問題企業連絡会<br>目的・組織            | 写し    | 2024/12/21  | 大阪同和・人権問題企業連絡会      | 上記の行為により作られた組織が現存していること   |
| 甲14の1 | 情報公開決定通知書 令和6年11月25日               | 写し    | 2024/11/25  | 座間市長                | 座間市は団体補助金の関係文書を全面公開していること |
| 甲14の2 | 横浜国際人権センター文書(令和5年以降の文書を抜粋)         | 写し    | 2020/4/16以降 | 座間市長、横浜国際人権センター     |                           |
| 甲14の3 | 神奈川人権センター文書(令和5年以降の文書を抜粋)          | 写し    | 2020/4/20以降 | 座間市長、神奈川人権センター      |                           |